平成２７年（フ）第３６４６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目２番８－302号
債務者　宮　　富子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６０号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目７番９号、前住所大阪府東大阪市小阪１丁目７番２－304号
債務者　原田　稔也
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０１号
大阪市北区長柄中３丁目７番13号メゾンドリュウ澄402号室
債務者　梶原　由紀
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３６号
大阪府八尾市渋川町５丁目７番14号、前住所大阪市平野区長吉長原西４丁目７番３号
債務者　早野　久美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２３号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３－301号
債務者　中嶋五百子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３１号
大阪府豊中市柴原町４丁目11番26－206号
債務者　福田　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６４号
大阪市平野区平野西４丁目２番28号　グランシャリオ103号室
債務者　弘岡ひとみ
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８７７号
大阪市鶴見区放出東３丁目２番５－206号
債務者　中垣　利雄
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８７９号
大阪市東淀川区豊里７丁目20番18号　第２平安荘　２号
債務者　的場美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８号
北海道天塩郡天塩町字川口5709番地の２　緑新団地10－223
債務者　梅田　大介
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第４３７号
埼玉県所沢市けやき台２丁目42番地の９　クレールけやき台203
債務者　佐藤　　心
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３９号
埼玉県入間市久保稲荷５丁目５番地15　石田ハイツ202
債務者　足立　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４２号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目24番地８（グランドール霞Ｂ－201号室）
債務者　渡辺　　崇
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５０号
静岡県御殿場市神山平１丁目11番地の９
債務者　藤村　桃江
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４０号
名古屋市港区野跡４丁目３番４－1206号　みなと荘
債務者　岡元　恵美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５０号
札幌市西区西野４条５丁目３番14号　サンシャイン45－Ｆ号
債務者　泉　沙奈恵
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４０号
札幌市北区新川５条５丁目３番23－102号
債務者　阿部　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部